

第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・世界経済の着実な回復や好調な企業部門に支えられ、雇用・所得環境が改善し、家計部門への波及も見られることから、平成17年度及び18年度の我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると考えられる。
- ・「改革と展望—2004年度改定」で名目成長率について平成18年度（2006年度）以降は2%程度あるいはそれ以上の成長経路をたどると見込んだことも念頭に置き、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の4分野における構造改革への取組をより本格的かつ総合的に推進する。
- ・また、重点強化期間におけるデフレからの脱却を確実なものとするよう、政府は、日本銀行と一緒に、政策努力の更なる強化・拡充を図る。政府は、需給ギャップの更なる改善を進めるためにも、構造改革を更に加速・拡大する。日本銀行に対しては、実体経済は大局的には緩やかに回復している一方デフレが依然として継続している中で、政府のデフレ脱却への取組や、「改革と展望—2004年度改定」で示された重点強化期間における経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向や期待を踏まえつつ、実効性のある金融政策運営に努めることを期待する。
- ・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために—活性化のための政策転換—

(1) 規制改革・民間開放

- ・「民間にできることは民間に」との方針の下、別表2の(1)の取組を進める。

(2) 金融システム改革

- ・利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」²⁰に基づき、別表2の(2)の施策等を「工程表」²¹に従って着実に実施する。

(3) 税制改革

- ・税制改革については、持続的な経済社会の活性化のため、「基本方針2004」やこれまでの与党税制改正大綱を踏まえ、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進め、重点強化期間内を目途に結論を得る。あわせて、別表2の(3)の取組を進める。

²⁰ 「金融改革プログラム」（平成16年12月24日）

²¹ 「工程表」（平成17年3月29日）

(4) 活性化を目指した歳出の見直し

(公共投資の重点化・効率化)

- ・公共投資については、「改革と展望」²²に基づき「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準」を目安にして重点化・効率化に取り組んできており、その目安は概ね達成されつつある。平成18年度予算においても、目標の達成に向けてのこうした取組を引き続き着実に推進する。この場合、防災・減災等による安全社会の確立を始め、別表2の(4)の事項を重視する。なお、事業の実施に当たっては、談合の排除など、国民の信頼を得るために入札・契約の透明性、公正性を確保する。
- ・農林水産分野においては、引き続き、公共投資から技術・人材への予算の重点化に取り組む。

(科学技術政策における選択と集中の強化、成果目標と事後検証)

- ・平成17年度中に策定される第三期科学技術基本計画については、投入目標のみならず成果目標も基本として検討する。これまでの科学技術基本計画の下での人材や資金の重点分野への配分状況について、事後検証を強化し、次期計画に反映させる。その際、別表2の(5)の事項を重視する。

(教育の支援の在り方の見直し)

- ・高等教育の質的向上を図るため、機関に対する既存の支援策の在り方を見直し、国立大学法人間や国公私立を通じた競争原理に基づく支援へのシフトを更に推進するとともに、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

(統計整備の推進)

- ・「基本方針2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表2の(6)の取組を進める。

3. 平成18年度予算における基本的考え方

(聖域なき歳出改革の堅持・強化)

- ・平成18年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、「改革の総仕上げ」のために、国・地方が歩調を合わせ、平成17年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化する。

²² 「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月25日閣議決定)

- ・また、国債発行額についても極力抑制する。
- ・重点課題に対してはメリハリのある配分を行う。
- ・各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行いうる基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。
- ・なお、財政投融資については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

(重点化と抑制の考え方)

- ・「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野」(「基本方針2002」²³)の考え方沿い施策を集中し、「第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革」、「第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組ー少子高齢化とグローバル化を乗り切るー」及び「第4章 2. 民需主導の経済成長を確実なものにするためにー活性化のための政策転換ー」に述べた取組を推進する。その際には、「活性化のための政策三指針」を踏まえ予算配分の重点化・効率化を行う。
- ・予算全体について、民間委託・PFIなど民間活力の活用による効率化に努めるとともに、物価動向や行政サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。義務的な経費であっても、制度改革の取組と併せ、事務事業の合理化や単価の見直しを進めることにより、経費の大胆な節減に取り組む。
- ・公務員の総人件費については、第2章3.(2)で述べた取組に早急に着手し、平成18年度予算において抑制する。
- ・特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じ、制度改革、事務・事業の見直し等を行い、歳出の効率化・合理化を推進し、これを抑制するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。
- ・特殊法人等から移行した独立行政法人については、合理化・効率化にとどまらず、組織・事業の必要性を厳しく検証し、廃止・縮小・重点化等を行う。また、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等が実施する事業との重複を排除する。これらにより、財政支出を厳しく抑制する。
- ・納税者の立場に立って、公共調達の効率化、公用車の効率化を始めとする行政効率化関係省庁連絡会議の取りまとめ内容について、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する。

²³ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)

<別紙>

「モデル事業」の一般化への取組

- ・「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」（仮称。以下同じ。）を創設し、次の要領で新たな段階へ移行する。
 - ①事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する。^{注1、2}
 - ②各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る。^{注3、4}
 - ③財務省は、これまでの「モデル事業」の取組等を踏まえ、平成19年度概算要求に先立ち、「成果重視事業」の要件等（目標設定の在り方、予算執行の弾力化措置の基準等）を明らかにする。^{注5}

(注)

- 1 事業ごとの目標は、単に事業規模等を示す指標ではなく、当該事業に係る施策の実現に向けた効果を計測できる指標とする。
- 2 施策単位の目標は、定量的な目標を原則とする。
- 3 いわゆる「最適化計画」に基づく情報システムの開発又は整備については、原則として「成果重視事業」として概算要求するよう検討する。
- 4 平成18年度予算においては、各府省は、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、「成果重視事業」として概算要求を行う。
- 5 各府省は、平成19年度概算要求においては、当該要件等に沿って「成果重視事業」として概算要求を行う。

(1)	<p>(国民の安全・安心の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びN P O等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策、治山治水対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設及び住宅等の耐震化、防災の高度化、事業継続計画の策定等地域や企業の防災力の向上と国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。あわせて、テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。 ・公共交通に関するヒューマンエラー等による事故・トラブル等を踏まえ、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。 ・治安対策については、「世界一安全な国、日本」の復活を図るため、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)及び「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日)を着実に実施する。治安対策に取り組む要員・施設等の充実や法制の整備に引き続き取り組むとともに、業務の効率化の徹底、P F I、民間委託の拡充、児童生徒等の安全を守るために官民連携による地域防犯活動の促進等を図る。また、再犯の防止や官民連携による安全・安心なまちづくりの推進、出入国審査時の生体認証技術の活用を図る。 ・「犯罪被害者等基本計画」を平成17年中に策定するとともに、犯罪被害者等のための施策を推進する。 ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、総合法律支援の実施及び体制整備、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化等の司法制度改革に引き続き取り組む。 ・防衛については、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)に基づき効率的な体制の整備に取り組む。 ・消費者団体訴訟制度の導入のため、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・B S Eへの対策、食品表示基準の見直し、輸入食品安全対策の強化等、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に努める。 ・大陸棚の限界に関する情報の国連への提出期限である2009年に向けて、政府一体となって、大陸棚の画定のための調査等について引き続き的確に推進する。 ・外国人の入国後の実態についてチェックする仕組みを検討する。
(2)	<p>(新産業創造戦略等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新産業創造戦略2005」を踏まえ、我が国の将来の発展を支える7つの戦略産業分野の育成とともに、産学官の「協働」の場である地域クラスターを充実・強化する。このため、特に多様な技術を担う「匠の中小企業」を強化し、高度な部品・素材産業の集積を高めるプログラムを平成17年度中に策定するとともに、人材育成、研究開発、I T活用等を重点的に推進する。 ・「技術戦略マップ」(平成17年3月30日)を活用しつつ、将来の市場化を見据えた効率的な研究開発を官民を挙げて推進する。 ・企業の競争力の源泉となる知的資産(特許等の知的財産だけでなく、人材、技術、組織

	<p>力、顧客とのネットワーク等)を認識、活用する経営を促すため、知的資産経営の開示と管理の指針を平成17年度中に策定し、「知的資産経営報告書」としての開示を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の創業、経営革新、再生、技術・技能の継承及び人材確保等を推進する。 ・若年者を始め各世代を通じた能力開発の推進について法的整備も含め必要な措置を講ずる。 <p>(効率的な国際物流システムの実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な国際物流システム実現のため、新たな総合物流施策大綱を平成17年内に策定し、毎年その政策効果を検証しつつ、物流施策を総合的・一体的に推進する。
(3)	<p>(「科学技術創造立国」の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三期科学技術基本計画を平成17年度中に策定し、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を推進する。総合科学技術会議が司令塔となり、改革と投資の重点化を推進する。また、「みらい創造プロジェクト」については、経済活性化のため、引き続き推進する。 <p>(IT戦略の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界最先端のIT国家であり続けるため、内閣一体となってe-Japan戦略等を進める。 <ul style="list-style-type: none"> —「e-Japan重点計画2004」(平成16年6月15日)及び「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日)を、医療・教育分野等のITの利用・活用に重点を置き、着実に推進する。 —利用者・国民の視点に立って、これまでのe-Japan戦略等の評価を行うとともに、新たなIT戦略を平成17年度中に策定する。 —電子政府・電子自治体の推進により、行政の効率化と住民サービスの向上を図る。 —官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進する。 —ネットワーク分野について、2010年までにユビキタスネット社会を実現するために、「u-Japan政策」を推進する。 —ITを活用した安心・安全への取組を推進する。 —情報格差(デジタルディバイド)の是正への取組を引き続き推進する。 <p>(知的財産戦略の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知的財産推進計画2005」(平成17年6月10日)に基づき、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現や模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱しその早期実現を目指す等、知的財産の創造・保護・活用を推進するとともに、日本ブランド戦略の推進など、コンテンツをいかした文化創造国家への取組を強化する。
(4)	<p>(地域再生の取組の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併等により地域社会の在り方が大きく変わる中で、地域は、自ら、持てる力を再編し、地域力を強化していく必要がある。そのため、地域からの具体的な提案に基づき、NPO、自治会等の活動を通じた地域の人々のつながり(ソーシャル・キャピタル)の活性化等によるひとづくりや民間の資金・ノウハウの活用、地域の自主裁量性を拡大する補助金改革等を推進し、地域再生の取組を強化する。

	<p>(都市再生の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な都市間競争等に対応するための民間都市開発を促進するとともに、中心市街地の活性化を始めとした地域の創意工夫による自主的・自立的な都市再生を推進する。その一環として、都市部における地籍整備を推進する。 <p>(構造改革特区の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区の拡充のため、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から、特区の総点検を踏まえて設置された有識者会議が選定した 18 の「重点検討項目」について、平成 17 年秋までに取りまとめられる同会議の意見を踏まえ、その実現を図っていく。 <p>(観光戦略の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光戦略の強化のため、国、地域、産業界などが「観光立国推進戦略会議報告書」(平成 16 年 11 月 30 日)にまとめられた 55 の提言に基づいた取組を行い、毎年その政策効果を検証しつつ、2010 年までに訪日外国人旅行者数 1,000 万人を目指す。 <p>(文化芸術・スポーツの振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術・スポーツについて、国民の豊かな感性や体力を育むとともに、国内外の人々を魅了する我が国の文化力やスポーツの競技力の向上を図り、経済・社会の活性化にも資するよう、効果的かつ効率的な振興策を重点的に実施する。
(5)	<p>(競争力ある農林水産業への転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率の目標を始め「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、工程管理を的確に行う。 ・品目横断的な施策の対象は、一定規模以上の経営主体に限定することとし、平成 17 年秋までに制度の内容を具体化するとともに、平成 17 年度中に法案を提出する。また、個人や株式会社等の新規参入を促進するとともに、担い手への農地の利用集積を推進する。 ・食品産業のニーズへの対応や生産から消費までのコスト削減を推進するほか、食料産業クラスターの形成、新たな需要につながる技術開発を進め、食料に関わる産業全体を活性化する。 ・農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進する。 ・農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争を促進し、流通の合理化・効率化を図るため、農協改革等を進める。 ・都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進とともに、農業環境・資源の保全、木材利用の拡大、「緑の雇用」に引き続く担い手の確保、ブランド化や省エネルギーによる水産業の経営革新、水産資源の持続的利用、若者の漁業への新規参入の促進を図り、農山漁村を活性化する。

(6)	<p>(経済連携の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO新ラウンド交渉の2006年までの妥結に向けて積極的に取り組みつつ、経済連携協定の締結を飛躍的に拡大させる。このため、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成16年12月21日)にのっとり、政府一体となって、東アジア等を中心として質の高い経済連携を戦略性をもって推進することとし、そのため、適時、経済連携の結果を数値で確認することなどにより、経済連携の促進を図る。 ・ODAや民間リソースを活用しつつ、相手国の人材育成や制度整備等を支援する。 ・経済効果の高い経済連携が締結されるよう、その経済効果を分析し活用する。 <p>(対日投資促進プログラムの加速化・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな経営ノウハウや技術の導入等を通じて新市場や雇用の創出をもたらす対日直接投資を促進する。このため、平成18年末の対日直接投資残高の倍増目標達成に向けて、「対日投資促進プログラム」(平成15年3月27日)の加速化・強化を図る。 <p>(ODAの事業量の戦略的拡充と改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ODAについては、諸外国の動向を踏まえ、我が国の外交を効果的に展開するため、内容を精査し、効率化を進めつつ、事業量の戦略的拡充を図る。その際、重点地域及び重点分野を明確化し、官民のパートナーシップを強化する。 ・ODAについては、国会における決算審査等の結果をいかし、適正な実施を図る。ODAプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ODA政策の企画・実施に反映させるサイクル(PDCAサイクル)を確立させる。特に、無償資金協力等について、プロジェクトに要したコストを含む定量的な事後評価の実施を徹底し、調達コストの縮減を含め、より効率的な執行に改善する。
(7)	<p>(グローバル化する環境・エネルギー問題への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(いわゆる3R)や不法投棄対策について、国内での取組を強化する。また、我が国発のコンセプトである“もったいない”をいかし、開発途上国における循環型社会の形成への支援を実施するなど、「3Rイニシアティブ」を踏まえた国際的な取組を推進する。 ・地球規模での長期的な温室効果ガス排出削減に向けてリーダーシップを発揮する。また、自然環境・景観の保全を通じた自然との共生、ヒートアイランド対策とともに、環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する。 ・地球環境問題や国際的な資源制約等のグローバルな課題に対処し、環境と経済の両立を図るため、CDM等^注を活用した国際協力及びアジアにおける原子力安全に関する国際的な協力体制の構築を図る。また、省エネ・新エネ対策、安全確保を前提とした原子力の推進、天然ガスの利用拡大など脱石油のための取組を推進するとともに、あわせて、石油・天然ガスのクリーンかつ有効な活用や安定供給の確保を図る。 ・「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、違法伐採対策を推進する。

^注 クリーン開発メカニズム(CDM)：先進国と途上国が共同で行うCO₂等の温室効果ガスの排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を、当該事業に貢献した先進国が自国の削減義務の目標達成に利用できる仕組み。

<別表2>

(1)	(規制改革・民間開放の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革・民間開放推進会議と規制改革・民間開放推進本部との密接な連携の下、同会議の重点検討課題を踏まえ、重点的な取組を進める。 ・国、地方公共団体、独立行政法人、指定法人等が行う官業の民間への移管（民営化・民間移譲・民間委託）を積極的に推進する。 ・PFIを一層活用しやすいものとするため、アニュアルレポートの作成やデータベースの充実による情報発信機能の強化等を図る。
(2)	(金融システム改革の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」（仮称）について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。 ・地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。 ・我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。 ・国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市场をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。
(3)	(税制改革) <ul style="list-style-type: none"> ・経済社会の活力を重視し、グローバル化の中での日本経済の競争力強化等の観点に立ち、今後の法人課税の在り方を引き続き税制改革の中で検討する。 ・貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指す。あわせて、納税者番号制度を始め納税環境整備を進める。
(4)	(公共投資の重点化・効率化) <ul style="list-style-type: none"> ・重点4分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中する。その上で、我が国の競争力強化の観点や安全・安心の確保の観点、地域再生・都市再生を推進する観点を踏まえた重点化を進める。また、引き続き、技術や品質による競争の促進等を進め、発注の適正化に取り組むとともに、コストの縮減等を図る。 ・国と地方の役割分担の観点を踏まえた重点化を進めるとともに、地方の自主性・裁量性の拡大にも資するよう取り組む。 ・成果目標と予算の連携強化に取り組むとともに、事前・事後評価を厳格に実施する。
(5)	(科学技術の重点化・効率化) <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の達成状況については、定期的にフォローアップを実施する。 ・若手研究者の育成については、個人補助をより重視する観点から、公募型の若手研究者向け資金の拡充等により、資金配分を中高年から若年に明確に移す。そのため、競争的研究資金については、研究の実績より計画を重視するなど評価方法を改革するととも

	<p>に、研究者に関するデータベースの迅速な整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議が一層の主導性を発揮し、重点化・効率化を図る中で、重点4分野内でも更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる方策を確立する。
(6)	<p>(統計整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。 ・産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。 ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。